

大津川流域広域タイムライン策定WGについて

1. 目的

大津川水系の主な洪水被害としては、昭和27年7月、昭和57年8月、平成7年7月に浸水被害等が発生し、災害救助法が適用された年もあった。(大阪府河川整備審議会資料H30.12.5)

風水害は、いつ起こるか分からない地震とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまでには、時間の猶予があり、先を見越した対応により被害を最小限度に留めることができる。

また、土砂災害についても、事前予測が非常に難しい災害であるが、降雨状況や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況に基づき、事前行動を明確にすることで、被害を最小限に留めることが可能である。

大津川流域広域タイムラインを策定することにより、同じ事態の推移に係る時間軸に応じて、各機関が地域防災計画に基づき、的確かつ円滑な対応をとるための組織間の連携や対応内容を明確にし、発災前の段階における早めの対応により被害の最小化を図ることを目的とする。

2. WG 内容 (予定)

	内容	出席者等	備考
第1回	(案)の説明	書面開催(他構成員はメール等により説明)	泉北地域及び泉南地或水防災連絡協議会から関係する構成員により大津川流域広域タイムライン策定WGを設置予定
第2回	(修正案)の議論	行政WG構成員(他構成員はメール等により説明)	//
第3回	(最終案)の確認	大津川流域広域タイムライン策定WG構成員	//

3. 工程 (予定) R2 年度

	出席者	内容	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
(事前)	G①	設置の同意について【書面開催】	■						
第1回WG	G②	(案)の説明【書面開催】		■					
第2回WG	G③	(修正案)の議論【WG開催】(行政のみ)				■			
第3回WG	G②	(最終案)の確認【WG開催】						■	
運用開始	G①	R3年度当初							■

備考：出席者：G①(水防災連絡協議会の全構成員)

G②(大津川流域広域タイムライン策定WGの構成員)

G③(大津川流域広域タイムライン策定WGの行政のみの構成員)

4. 大津川流域広域タイムラインの作成は、水防災連絡協議会における「目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組み」の一環として、策定WGを設置し行うものです。(水防災連絡協議会規約第3条第3項による)

5. 大津川流域広域タイムライン策定WG 構成員（案）

（自治体関係）

大阪府鳳土木事務所
大阪府岸和田土木事務所
大阪府都市整備部事業管理室 防災維持G
大阪府都市整備部河川室 計画G

和泉市市長公室
和泉市都市デザイン部
泉大津市総合政策部
泉大津市都市政策部
高石市危機管理課
高石市土木部
忠岡町町長公室
忠岡町産業まちづくり部
岸和田市 危機管理部
岸和田市 建設部

（国関係）

大阪管区気象台 気象防災部予報課

（警察機関）

府和泉警察署
府泉大津警察署
府高石警察署
府岸和田警察署

（消防機関）

高石消防署（堺市消防局）
和泉市消防本部
泉大津市消防本部
忠岡町消防本部
岸和田市消防本部

（占用事業者）

大阪広域水道企業団南部水道事業所
関西電力送配電株式会社 大阪支社
大阪ガス株式会社 導管事業部 南部導管部
西日本電信電話株式会社大阪支店

（運輸事業者）

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部
南海電気軌道株式会社 工務課
阪堺電気軌道株式会社 技術課長
泉北高速鉄道株式会社 技術部

（陸上自衛隊）

陸上自衛隊信太山駐屯地、第37普通科連隊